

(第6号別紙)

平成30年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 平成30年11月27日(火) 午前10時から午前11時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	桜井 雅人	市川市議会 議員
(10名)	西村 敦	市川市議会 議員
	立川 和子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	立原 充彦	市川市PTA連絡協議会 会長
	田中 眞理子	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	溝田 豊彦	市川市自治会連合協議会 常任理事
	木村 太郎	市川市青少年相談員連絡協議会 理事
	島田 勉	市川市立稲荷木小学校 校長
	石田 清彦	市川市立塩浜学園 校長
	小林 英樹	街づくり部都市計画課 課長

4 事務局	井上 栄	学校教育部 部長
	鈴木 孝弘	義務教育課 課長
	木村 栄利子	義務教育課 主幹
	黒田 雄一	義務教育課 主幹 他1名

5 教育委員会挨拶	井上 栄	学校教育部 部長
-----------	------	----------

6 審議会副会長挨拶	島田 勉	市川市立稲荷木小学校 校長
------------	------	---------------

6 審 議 会

- (1) 平成30年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について(中間報告)
- (2) 平成31年度 新入学に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について(報告)
- (3) 市川小学校・宮田小学校の通学区域について
- (4) 指定学校変更許可基準について

7 その他

【島田副会長】

只今から、平成 30 年度 第 2 回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。それでは、最初に議題 1 について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【黒田主幹】

はい、議長。それでは、「平成 30 年度 在学年児童生徒の指定学校変更と区域外就学の状況」につきまして、4 月から 10 月までの半年間の申請状況のご報告でございます。資料ですが、3 ページが指定学校変更許可基準、4 ページが指定学校の変更申請数、5 ページが区域外就学願の申請数でございます。

まず、小学校の指定学校の変更申請数ですが、半年間で 230 名でした。平成 30 年度の小学生は 21,655 名おりますので、割合としては約 1%となります。主な申請理由としては、5 番「市内で引っ越しをして、今まで在籍していた学校に通学するため」が 195 名で、約 9 割となります。

次に、今年度 4 月から半年間の小学校の区域外就学願の申請状況についてです。

区域外就学願とは、市川市に隣接した他の市町村から市川市の学校に通学するための手続きで、学期末か年度末までの期限を区切り、申請していただいております。この半年間の小学校の区域外就学願の申請数は 30 名で、小学生全体の割合は、約 0.1%でした。主な理由としましては、5 番「市外に住民票を異動したが、学校行事などのため学期末まで、または卒業学年のため学年末まで今まで在籍していた学校に通学するため」が 22 名、約 7 割となります。

次に、中学校の指定学校の変更申請数ですが、半年間で 73 名、中学生は 9,355 名おりますので、割合は、約 0.8%でした。主な理由として、こちらも小学校と同様に、5 番「市内で引っ越しをして、今まで在籍していた学校に通学するため」が 56 名、約 8 割となります。

最後に、中学校の区域外就学願ですが、半年間で 24 名、割合は約 0.3%でした。主な申請理由として、5 番「市外に住民票を異動したが、学校行事などのため学期末まで、または卒業学年のため学年末まで、今まで在籍していた前の学校に通学するため」が 14 名、約 6 割、12 番「国立国府台病院に入院し、院内学級のある学校を希望するため」が 9 名、約 4 割となります。

以上で、今年度 4 月から 10 月までの半年間の、指定学校の変更、及び区域外就学願の申請状況の中間報告となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【島田副会長】

議題 1 について中間報告がありました。ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。特に無いようですので、議題 2 について事務局からお願いします。

【事務局】

はい、それでは、議題 2 の「平成 31 年度 新入学に向けて 児童生徒数増加傾向の学校状況と指定学校変更の制限について」ご説明いたします。資料ですが、まず 6 ページが、「平成 30 年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童数・学級数の推計」です。こちらは、現在の市内在住のお子さんの数を元にした、平成 36 年度までの小・中学校の人口の推移です。増減は 5%未満ですので、小・中学生の人口は今後 6 年間、ほぼ横ばいの状況と考えられます。

次に、7 ページから 18 ページまでの「児童生徒増減数の学校の状況と指定学校変更の制限の予定」は、今後 5 年間の学校ごとの子どもの全体の数と学級の数、表とグラフで表したものでございます。

19・20 ページは、来年度入学の保護者用のお便りです。来年度小・中学校に入学する全家庭に配布

いたします。「地図A」は、来年度の制限を掛ける学校の地図でございます。

それでは、来年度（平成 31 年度）入学する小学校・中学校新入生、指定学校の変更の推計について、ご説明いたします。まず、7 ページの資料の上の段をご覧ください。こちらは、1 クラス何人で編制するかということで、国では小学校 1 年が 1 クラス 35 人まで、さらに、千葉県では小学校 2・3 年と中学校 1 年が 35 人まで、小学校 4・5・6 年と中学校 2・3 年が 38 人まで 40 人の標準から少なくし、各学校の校長先生が、この 35 人と 38 人を弾力的に運用できるとしています。

次に、7 ページ・下の段ですが、「市川小学校の児童数及び学級数の推計←制限校」とあります。この制限校とは、指定学校変更の制限をかけるという意味でございます。指定学校変更の制限とは、学区外から入学できる数を決めるということであり、理由としましては、各学校の教室の数や、給食を提供できる数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定し、これ以上は入学できないという人数を超えた場合は、抽選を実施することで、教室不足等への対応をしております。

表は、5 年後までの学校規模の推計となります。こちらは、各学校の通学区域の年齢別人口に、過去の 1 年毎の増加率と、入学の際の就学率を反映させたものです。就学率には、転居や私立学校への入学、指定学校の変更などが含まれており、実際に入学した過去の実績をもとにしております。あくまでも、教育委員会内部での、今後の教育環境整備のために使用している推計であるため、実際の入学数とは誤差が生じる場合があります。

学校番号順に、小学校では、市川小学校を始めに、八幡小学校、宮田小学校、富貴島小学校、鬼高小学校、行徳小学校、信篤小学校、富美浜小学校、大和田小学校、妙典小学校 10 校が、また同様に、中学校では、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、下貝塚中学校、福栄中学校、妙典中学校 9 校が、来年度も特別教室を含め教育活動に必要な教室が不足しておりますので、学校と相談しながら、場合により抽選を行う等の調整をまいります。

また、新浜小学校につきましては、特別教室を含め全く余裕が無い状況のため、兄・姉のいる児童のみの受け付けとなります。

なお、行徳小学校、大和田小学校、妙典小学校の 3 校は、昨年度までは兄・姉のいる場合のみ変更が可能でしたが、来年度入学については、若干名の受け入れが可能となりましたので、制限を緩め、上限を設定して受け付けてまいります。

最後に、大和田小学校につきまして、前回の審議会でご提案したとおり、将来の児童数の増加に対応するため、校舎を増築して教室を増やす工事を開始し、来年 3 月には完成予定となりました。この大和田小学校は、学区の西の端にある特殊な事情から、大和田小学校周辺にお住まいの方を優先して、変更の申請を受け付ける予定でございます。

以上で、平成 31 年度の新入生児童生徒数の増加傾向と指定学校変更の制限についてのご報告となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【島田副会長】

それでは、議題 2 につきまして、ご質問等は、ございますか？

【井上部長】

今回、大きな変更点が大和田小学校に加わり、長年、今までの指定学校変更は、兄弟姉妹でないと認めないとか、一定人数を超えたら抽選を行うという 2 種類でしたが、新たに大和田小学校のように、学校の近くに住んでいる人が入学できなかったという課題がございましたので、指定学校変更の条件の中

の 1 つを取り上げ、「指定学校より近い場合、申請できます」という、新しいカテゴリーを新設させていただきました。「兄弟姉妹」制限を少しゆるめ、近い方を優先したという意図でございます。

【島田副会長】

今のお話ですが、本校は稲荷木小学校ですが、全くお話の内容のとおりで、大和田小学校よりも稲荷木小学校の方が遠く、大和田小学校の方が 50 メートル以内なのにかかわらず、稲荷木小学校に通っていた例があり、そういう意味では、安全等の意味でも、理にかなっている感じがします。

他の皆様は、いかがでしょうか。

【石田委員】

これまで、指定学校変更許可基準の 9 番の「希望される学校が指定された学校よりも近い」とありますが、今回の大和田小学校は、この基準と兄弟がいる場合の 2 種類という面で特別である、という解釈でよろしいでしょうか。

【黒田主幹】

そのとおりで、許可基準の 9 番と 10 番に限る、ということでございます。

【島田副会長】

他にご意見ご質問等は、ございますか。それでは、議題の 3 について、事務局からお願いします。

【黒田主幹】

資料の「地図 B」をご覧ください。

前回の第 1 回の審議会では、平成 36 年度の宮田小学校の建て替え工事完成に伴い、「市川小学校・宮田小学校の通学区域の変更につきまして、「地図 B」下の地図のとおり、総武線を境に、市川小学区の桃色の A 地区「市川南 3 丁目」を宮田小学区とする提案をいたしました。

そして、現在の市川小卒業生は第一中学校と大洲中学校 2 校に分かれていますが、6 年後からは、水色の市川小卒業生は第一中学校へ、桃色と橙色の宮田小卒業生は大洲中学校へ進学と、小・中学校の教育の連携とつながりを一致させるということで、ご審議いただきました。

前回ご審議いただいた中で、指定学校の変更申請の課題として、「地図 B」上の地図の B 地区「市川南 3 丁目 14 番」太線の中の地区は、現在は宮田小学区ですが、市川小学校への変更が多いこと、逆に、C 地区「新田 1 丁目」と D 地区「新田 5 丁目」は現在市川小学区ですが、宮田小学校への変更が多くあります。

そこでこの課題を解決するために、今回、市川小学校と宮田小学校の通学区域変更の第 2 案を提案させていただきます。

先程の指定学校の変更についてですが、具体的にご説明申し上げますと、市川市立小学校の新入学の指定学校変更は、例年約 400 件から 500 件あり、その中で「学校が近いため」を理由にするものが、約 20%の約 100 名の申請がございます。これは、新 1 年生の保護者の方が、できるだけ自宅から学校に近い方が、安心安全につながるものと考えていると推測されます。

そこで、今回、小学校を中心にできるだけ同心円状に学区を見直すことで、学校周辺に居住する方のニーズに寄り添うことができるのではないかと考えました。また、上の地図の A・B 地区から市川小学

校への変更と、C・D地区からの宮田小学校への変更をする必要も無くなります。

具体的には、現在市川小学区であるA地区「市川南3丁目」はそのまま市川小学区とし、現在宮田小学区であるB地区「市川南3丁目14番」は、市川小のすぐ南側の地域であり、市川小へ近いので市川小学区（水色の部分）とします。一方、現在、市川小学区であるC地区「新田1丁目」とD地区「新田5丁目」は、宮田小のすぐ北側の地域で宮田小へ近いので、宮田小学区（桃色の部分）とします。

効果としましては、1点目は、学校を中心に、学区をできるだけ同心円上の近い地区に設定することで、指定された通学区域の学校へ通う家庭が増え、指定学校の変更申請をする必要がございません。

効果の2点目として、宮田小学校の敷地が狭いため、人口の多いA・B地区からC・D地区を宮田小学区とすることで、現在の0歳児から5歳児の人口では、宮田小学校の児童数が各学年約20名、全校で120名程度減少することができ、将来的に12から18学級の適正規模に近づくものと想定されます。

課題としましては、市川小学校から全員が第一中学校へ進学ということで、市川南3丁目の一番遠い地域では、少し遠くなります。ただし、中学校新入学の指定学校の変更も例年約400件から500件のうち、「小学校の友人と一緒にの学校」を理由にするものが、約50%の約250名の申請があり、ほぼ全員が第一中学校へ入学を希望するものと思われます。

今後は、平成36年度の宮田小学校の新校舎完成に向けて、市川小学校の保護者や地域の皆様へ、段階的に周知していく必要があり、6年間のご意見等を集約しながら、2つの案を慎重に検討してまいります。

以上、前回、「地図B」下の図の市川小・宮田小学校の通学区域の変更を総武線で、南北に区切る方法に付け加え、今回の「地図B」上の図の、市川小・宮田小学校の同心円状に東西に区切る学区の変更第2案を提案させていただきました。第1案も含めて、忌憚りの無いご意見をいただけたら幸いです。

【島田副会長】

それでは、ご意見ご質問等、よろしくお願いします。

私からですが、宮田小学校を建て替えた時、教室数はそのままなのですか？

【黒田主幹】

教室数は、現在の15学級から、大幅な学級増を見込んでおります。

【木村委員】

地図上のCのエリアですが、この辺りに外環が通っていますが、外環で分断されていないでしょうか。

【黒田主幹】

もしかしたら、東の端は外環に掛かっているかもしれません。安全性という意味で、第一中学校に入学しないという方も出てくるかも知れません。

【立川委員】

新しい市川小学区が一番遠い所では、2キロメートル以内となっていますか。

【黒田主幹】

一番遠いところで、直線距離で1.8キロメートルとなっています。

【木村委員】

普通に考えますと、市川駅から国府台スポーツセンターまで歩くという選択肢は、市川駅南の子は大洲の方が圧倒的に近いのですが、今までも、坂を上って普通に通っていたかと思います。

【井上部長】

北の方ですが、北国分の方も遠い地域があります。第一中学校の学区内でも、2 キロメートルを超える場所もあると思います。

【西村委員】

私の地元は妙典中ですが、日之出の方からも通っていて、2 キロメートルを超えていると思いますが、それでもどこかで合流しながら集団で通っています。ただ歩くだけではなく、友達と話しながらなど、距離だけの問題だけではないかなと思います。また、先ほどありました、小学校から別々の中学校に通学することは避けた方が良いかと思います。やはり、小学校区と中学校区を一致させてあげるのが良いと思います。

【島田副会長】

子ども自身は、第一に優先されるのは友達がいるか、それから、部活動で決めているということが多いと思います。

【木村委員】

私は、平田地区で総武線の北と南で分かれている地域に住んでいますが、北側が第二中学校、南側が第八中学校と2つに分けられますが、子どもたちの意見を聞いている限り、何の違和感もなく、北と南で最初から、小学校高学年からグループが分かれていました。子どもたちの方が、先回りして進んでいると思いました。

【島田副会長】

学校差も、あるのではないのでしょうか。

【木村委員】

子どもたちが、住んでいる地域のイメージを持っていると思いますので、急に学区が変わると難しいかと思います。昔も、南側の子は、北側の子とは遊んでいなかったと思います。遊んでいる友達が、総武線の高架を超えないところなど、もしかしたら、そのようなことが、無意識の中で働いていたのかなとも思います。

【立原委員】

小学校は、安心安全を考えると、自宅から近いところの学区が非常に良いのではないかなと常々思っていました。自分も、第八中学校と第六中学校に分かれますが、第六中学区に住んでいる子も、第八中学校に通うことが非常に多いので、部活動や友達関係など、今の子どもたちは、思いが強くあります。

小・中学校の学区に合わせていくのが、これからの課題で、なるべく合わせてあげたほうが子どもたちのためだと思います。

第六中学校に入学する子は若干名となるので、疎外感を感じたり、その学校に馴染めるかということもあります。小・中学校の先生たちの連携や、小学校で手厚くしていた部分が、中学で野放しになってしまうなど、学校に希望が持てなくなり、不登校になってしまうという話を聞いたことがありますので、小・中学校の連携を取りやすいようにした方が良いと思います。

中学校の場合、通う距離が長くなってしまうのは昔からあり、本八幡北口の方は第三中学区ですが、第八中学校や第六中学校の方が近いということもあるので、歩く距離だけではなく、その他のことも踏まえてあげた方が、子どもたちのためになるのではないかと思います。

【石田委員】

塩浜学園は、中学校へ富美浜小学校と塩浜学園から入学してきますが、本来、富美浜小学校から入学する子も、半分は南行徳中学校に入学します。富美浜小学校は、南行徳中学校を中心としたブロックのため、塩浜学園とは、なかなか連携が進んでおらず、そうすると入学してきたときに、どのお子さんが小学校でどのような状況だったか分からないまま中学校に入学して来ます。

小・中学校の連携が進んでいけば、中学校に入学する前から、情報共有ができ、不登校や問題行動、指導方法などが、入学したときから、子どもたちに寄り沿いながら進んでいけますので、小・中学校を合わせていく方が、子どもたちにとっても、絶対に良いと思います。

【島田副会長】

その他、ございませんでしょうか。それでは、議題4についてお願いします。

【事務局】

指定学校の変更につきましては、例年、保護者から教育委員会へ、様々なお問い合わせが寄せられます。

一例をあげますと、「現在、子どもがA小学校に通っています。越境が非常に多く、B小学校、C小学校と子どもが入り混じっています。学区の学校であるA小学校に通学する児童が圧倒的に少なく、A小の児童がゼロという丁目もあります。

そのため、ご近所さんが別学校であることが多く、同学年であっても交流がありません。近所の友達がいて、親子の交流が生まれ、助け合う、こうした本来あるべきご近所付き合いが分断されています。非常に矛盾を感じています。」といったものでございます。

A小学校につきましては、今年度4月の入学の際に、二十数名の児童が他の学校に指定学校の変更をしました。これは、今年度に限らず、例年のことで、A小学区から隣接したB小・C小への指定学校の変更が特に多く、本来もし、通学区域のまま、学区のA小に児童が入学していたら、全校で12学級以上の適正規模になる学校ですが、平成30年度現在、全校で10学級以下の、小規模校となっております。

一方、B小学校の保護者からは、「学校の中に、学区外から通っている子どもが多くいます。学校の教室が不足し、混み合っているのは、そのせいではないのでしょうか、学区外からの子どもを減らせないのでしょ

うか」というご意見もいただいております。

B小学校につきましては、本来学区の児童だけだと、教室にも余裕があるはずでしたが、学区外から入学する児童が多く、全校児童数がキャパを超え、全く教室に余裕が無い、過密状況が発生しております。

市川市全体をみますと、このA小学校のように、新入生の指定学校の変更により、本来学区のお子さ

んが入学していたら、12 学級から 18 学級の適正規模になるはずですが、現在、12 学級以下の小規模校になっている小学校や中学校が数校ございます。

また、B 小学校のように、入学時の学区外からの指定学校の変更により、教室不足等、校舎内が過密化している小・中学校も数多くみられ、学校の適正規模だけの問題だけでなく、小・中学校のつながりが無くなること、地域コミュニティの崩壊など、様々な課題も生じてきております。

次に、指定学校の変更の隣接市の状況につきまして、ご説明いたします。

浦安市は、「住民登録している学区が指定校であり、通学する学校を自由に選択することはできません」とし、指定学校の変更の許可基準を設けておりません。ただし、「特別な事情があると認められた場合、変更できる」とし、個別に対応しております。

一方、松戸市では、「新入学 1 年生の学校選択制」により、安全に徒歩で通学できる隣接する学校に限り、学校ごとに上限の人数を設けながら、理由の如何にかかわらず、自由に選択することができます。

また、船橋市では、市川市と同様に、21 ページのような許可基準を設けておりますが、市川市の許可基準の 2 番・4 番・7 番・8 番などは設けておりません。

船橋市と同様に、八千代市においても、8 番の友人関係という基準は、「いじめや不登校等の理由により転校を希望する場合」という基準を設け、「友人関係」という表現での基準は設けておりません。

特に、市川市の許可基準 8 番の友人関係ですが、今年度入学の小学生が 105 名で変更全体の約 25%、中学校が 272 名で約 50%と、小・中学校合わせて、毎年 400～500 名の児童生徒が、指定学校の変更をして入学しております。

今回は、特に許可基準 8 番の「友人関係」につきまして、例えば、「いじめや極端な人見知り等、人間関係に特別な配慮を要する場合」などと、具体的な表現に改め、現在、ほとんどの申請理由となっている「保育園・幼稚園や小学校のお友達と一緒に学校が良いから」といった理由を検討することが可能かどうか、今後の課題として、このような理由の変更には、数年の年月がかかることを想定しながら、先程述べましたように、学校の適正規模の維持や小・中学校のつながりという観点から、17 ページの変更基準を具体化するなど、変更の理由を改めていくことにつきまして、今回は、17 ページの基準の 8 番「友人関係」を中心に、今後の指定学校の変更許可基準の考え方につきまして、忌憚の無いご意見をいただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

【島田副会長】

それでは、皆様のお考えを伺いたいと思います。

【西村委員】

3 番の理由ですが、両親の就労等により児童の監護、養育に欠けるためとありますが、現在保育クラブなどがあると思いますが、何が違うのか、具体的な例を挙げていただきたいと思います。

【黒田主幹】

あまり相談は多くないのですが、両親が働いていて、夜お迎えに行くのが遅くなるので、駅に近い学校に変更したいなど、帰宅するときにすぐにお迎えができる方が良いということで、祖父母宅が近くにあるので、そちらの学校に通わせたいということがございます。

【立川委員】

友人関係という漠然とした書き方ですと、仲の良い友達と一緒に同じ学校に行きたいといった、あまり深い考えでないものが、通ってしまうのではないのでしょうか。いじめや精神的につながりのある子と一緒に通いたいといったような書き方の工夫が、必要でないかなと思います。

【井上部長】

おっしゃる通りで、今回の一番の目的は友人関係という理由ですが、審議会の中で安全や地域コミュニティを勘案して学区を作っているのにも関わらず、比較的仲の良い子がいるからと、少し気楽になりすぎていた部分を、少しハードルを上げて、例えばという記述をするということです。添付書類等の中に、理由書というものも考えています。それなりの理由をもって、友人関係で申請していただけたらと思います。

【木村委員】

いじめをテレビ等で見えていても非常に難しい問題で、いじめがあったか無かったかという判断は誰にもできないと思います。その家のお子さんと両親が、いじめがあるのでこちらの中学校に行きたいという場合、証明ができないので、無条件に通る条件になってしまいます。また、こういう文書が出ると、家が近かったら誰でも納得するが、全然違う所から来る子がいると、いじめがあった子なのではないかというレッテルを貼られる恐れがあり、具体例を記載するのは、表現が非常に難しい面もあります。

【立川委員】

実際、私の家の学区の小学校でいじめがあり、結局同じ学校に入学すると、同じことが起こるのではないかと、私立学校に入学しました。必ず、関係がつながっているのではないかと思うので、どこかで関係を絶たないといけない、そういう意味では必要ではないかと思います。

【島田副会長】

実際に、いじめがあって受け入れた経験がありますが、保護者に話を聞くと、解決できないところまで来ている状況にあって、藁をもすがる気持ちで転入してきました。

実際に転入してきた様子を見てみると、お子さんも徐々に学校に慣れてきて、こんな表情があったんだと、ホッとしたことがありました。たまたま上手くいった例ですが、おっしゃるとおり、どういう風に表現していったらよいかという基準は難しいものがありますが、実際、いじめにあって、壮絶な思いをした子どもや保護者からすれば、救われた部分があると思います。実際に受け入れてみて、そのように感じます。

【西村委員】

8番ですが、小学校の入学と中学校の入学では6歳と12歳が抱える問題は、根本的に違うと思います。

そこで、提案ですが、指定校変更の基準の小学校の入学版と、中学校の入学版を分けて考えていけば、問題が整理できるのではないのでしょうか。

中学校になれば2番や3番が必要なく、もっと具体的な人間関係の課題を、細かく表現できる気がします。中学校の指定校変更で、児童の監護は必要ないことであり、分けて考えた方が良いと思います。

【黒田主幹】

実際に、他市のホームページを見ると、小・中学校分かれているところがあります。ご意見を参考にしながら、検討していきたいと思います。

【石田委員】

私の学校は、中学1年からも入学して来ますが、中学から入学してくる子は、友人関係の場合、人間関係をリセットしたいという子が多いです。リセットしたいと思った子が、周囲からリセットしたくて来た、と思われるのではなく、友人関係は普通で入学しながら、むしろ教員が配慮できるので、良いと思います。

小学校1年から入学する子は、親同士の人間関係はありますが、子どもの人間関係ではほとんど入学せず、むしろ別の理由がありますので、小・中学校で分けるのは、とても良い案だと思います。事務局の説明でありましたが、学校の規模が極端に小さくなったり、大きくなったりといった事例が、具体的にありますので、ある程度厳しく条件を付けていく必要があるのかなと思います。

【桜井委員】

14ページの所では、友人関係というところで、友人のほとんどが同じ学校に通うという辺りは、配慮を要するというので良いと思います。あとは、「人見知り等」という言葉があるので、あまりはつきりするよりは、「等」で柔軟に対応できるので良いと思いますが、これらを含め、ただ単に友人関係という理由にするのではなく、具体的に言葉を加えるのは良いのではないかと思います。

【溝田委員】

友人関係等ございますが、太字で、「例えば」とありますが、いじめは分かりますが、極端な人見知りという表現はどのようなことなのか、また、人間関係に特別な配慮を要するという、特別な配慮とはどういう例があるのか、具体的な事例がありますか。

【黒田主幹】

特別な配慮が必要なお子さんですが、その子の特性もあり、例えば、人数が多い学校ですとパニックになってしまう、体育や学年の集会で、5クラス6クラスの子が集まる大きな学校であると適応できない、という相談があります。小さい学校を希望する理由として、いわゆる発達障害や、自閉症などの特性があげられます。

【溝田委員】

特別な配慮をしたという、実際の事例はありますか。

【黒田主幹】

先程ご説明した場合の例ですが、引越しをしたので、年度末まで様子を見ながら、医師の診断書などで、毎年その子の特性を見守りながら、教育委員会と学校で相談しながら、地元の学校に転出できそうであるという時まで、従前の学校に通学するということがありました。

【木村委員】

制限校がかなりありますので、許可申請自体が、どこまで必要なのかなと思います。入りたいといった場合、優先順位をつけて 5 人までといった形なのでしょうか。この意味は、大和田小学校に 30 人行きたい中、5 人しか受け入れられないのであるならば、この意味はあるのかなと思います。

また、許可基準のどこに丸が付いている場合、優先順位が高いということはあるのでしょうか。例えば、100 メートルの人は優先順位が高くて、200 メートルの子は優先順位が後ろということで、付度が入るのでしょうか。近い子が入学できますということですが、学校の目の前に住む子が入学できずに、500 メートル先の子が入学できたら、目の前に住む保護者から、なぜ入学できないのでしょうか、ということがあるのでしょうか。

【黒田主幹】

抽選ですが、指定された学校が大和田小学校より近い場合、抽選の土俵自体に乗れないこととなっております。大和田小学校の方が近い、という場合、変更の申請が可能となり、制限を超えた場合は抽選となります。その場合、学校から家までが 50 メートルであろうが、300 メートルであろうが、それぞれのご自宅の距離に関係なく抽選になるということでお答えしております。

【木村委員】

まず、近いという土俵があり、そこで、まだ入学者数に空きがある場合、8 番などの理由も申請できるということでしょうか。

【黒田主幹】

大和田小学校につきましては、今年度は 8 番の「友人関係」はなく、9 番の「指定学校より希望する学校が近いため」だけでございます。

【井上部長】

制限がない学校に関しては、例えば毎年 50 人 A 校から B 校に行くという、それ自体本当に良いのかという考えもあります。このように 8 番を但し書きにすることで、毎年 50 人受け入れられるから制限するというのではなく、やがて半分の 25 人になる、ということが望ましい形ではないかと思います。

制限がある学校に関しましても、うちは特別な理由がないからだめだろうと、仮に抽選になとしても、エントリー時に同じ土俵に乗らないで、辞退していただきたいという意図があります。

また、一番簡単な入り口の部分に関しては、意識として、もう少し高くハードルを上げることで、もっと必要性がある子を優先にしたい、制限校でなくても、できるだけ学区が原則である、ということを意識することを色濃くしていきたいと考えます。

【立川委員】

この許可基準というのは、配付されるのでしょうか。

【井上部長】

市川市のホームページに掲載しています。入学通知書のハガキの中に、詳細はウェブサイトを確認してほしいと記載しています。

【立川委員】

学習障害とありましたが、現在非常に世間で話題になっていますが、そういう方は普通のクラスに入ることができるのでしょうか。

【井上部長】

保護者から通常学級という希望があれば、基本的には保護者が選択するようになっています。教育センターにおいて教育相談が行われており、場合によっては通級指導教室という形、つまり、基本的には、通常学級に在籍しながら、放課後などに通級指導教室に通うという併用する形もあります。

【立川委員】

先生の過重な負担などの問題も、あるのではないのでしょうか。

【井上部長】

この場合、補助教員を配置するなどして対応しています。

【木村委員】

13, 14 ページの紙は、配付されていますか。

【黒田主幹】

小学校新 1 年生は就学時健康診断で、中学校新 1 年生は小学校 6 年生の全家庭に配布しています。ご家庭に直接送る葉書「入学通知書」には、指定学校の通知と、やむを得ず他の学校を希望する場合、年明けに手続きをしてくださいと通知しています。

【島田副会長】

その他、何かございますか？

【木村委員】

17 ページの具体案は、これで進むと決まったということでしょうか、これから協議するということでしょうか。

【井上部長】

本日いただいたご意見を、義務教育課内で会議を開き、最終的に決定していくことになります。

【島田副会長】

その他、何かございませんか。無いようですので、以上で、審議会を終了します。

平成 30 年 11 月 27 日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

副 会 長

島 田 勉